

令和3年第2回衣浦東部広域連合議会定例会

## 議案説明書

(令和3年8月18日提出分)

## 目 次

議案番号	件 名	頁
委員会提出議案第1号	衣浦東部広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	1

## 委員会提出議案第 1 号

衣浦東部広域連合議会会議規則の一部改正について

### 1 改正の理由

欠席の届出及び請願書の押印手続きの見直しのため必要があるため。

### 2 改正の概要

#### (1) 欠席事由の追加（第 2 条、第 8 4 条関係）

ア 育児、看護、介護及び配偶者の出産補助を、欠席事由として明文化する。

イ 出産について、産前・産後の期間にも配慮した規定に改める。

#### (2) 請願書の記載事項等（第 1 3 1 条関係）

ア 押印に代え、署名又は記名押印を求めることとする。

イ 法人からの請願について、法人の名称に加え所在地の記載を求めるとともに、署名又は記名押印を法人の代表者に求めることとする。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。



新旧対照表

○衣浦東部広域連合議会会議規則（平成15年4月16日衣浦東部広域連合議会規則第1号）

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産その他の事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第84条 委員は、公務、疾病、<u>育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第84条 委員は、公務、疾病、<u>出産その他の事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>

(請願書の記載事項等)

第131条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 (略)

5 (略)

(請願書の記載事項等)

第131条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 (略)

4 (略)

